

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<イベント情報>

1. 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

外国人雇用はルールを守って適正に ～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～

厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めています。

外国人労働者の労働条件などルールに則った外国人雇用や高度外国人材の就職促進について、事主等を対象とした周知・啓発活動を行います。

1 実施期間

平成30年6月1日（金）から6月30日（土）までの1カ月間

2 主な内容

(1) 事業主等に対する周知・啓発、指導

① ポスターの掲示・パンフレットの配布

労働基準監督署やハローワークにポスターを掲示するとともに、パンフレットを施設内に配置し、事業主等へ配布します。

② 事業主団体等を通じた周知・啓発、協力要請

労働局において県内主要経済団体に対し、会員企業への周知・啓発に係る協力要請を行います。

③ 個々の事業主等に対する周知・啓発、指導

労働基準監督署及びハローワークを中心に、技能実習生を含めた外国人の就労が多い事業所や留学生のアルバイト就労の多い事業所等を訪問のうえ、雇用管理改善に関する周知・啓発、指導を行います。

(2) 留学生をはじめとする「専門的・技術的分野」での外国人の就労支援の実施

ハローワーク千葉及び松戸に設置している新卒応援ハローワークの留学生コーナーにおいて、専門性をいかして留学生支援を行っていることを周知します。

(3) 労働条件等の相談、相談窓口の周知等

① 外国人のための労働相談会の開催

千葉県弁護士会と連携して、外国人のための労働相談会を開催します。

○日時、場所：平成30年6月20日（水）午後3時～ 千葉県弁護士会館

○相談内容等：雇用全般に関する相談

② 外国人労働者向け相談ダイヤル

外国人労働者の方からの相談に的確に対応するため、5言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）により、労働条件等の相談を実施しています。

開設日：月～金 午前10時～午後3時

○英語：0570-001701 ○中国語：0570-001702 ○ポルトガル語：0570-001703

○スペイン語：0570-001704（火、木、金のみ）

○タガログ語：0570-001705（火、水のみ）

<新着情報・重要なお知らせ>

1. 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しています

近年、学生アルバイトの労働に関する問題が発生しているところ、特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期である4月から7月にかけて、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施し、千葉労働局では、事業主が雇用の際に留意する事項や学生が仕事上のトラブルを抱えた際の相談先等について周知を行っています。

また、キャンペーン期間中、千葉労働局内及び県内の各労働基準監督署内総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生アルバイトの相談対応を行っています。
担当：雇用環境・均等室 電話 043-306-1860

事業主の皆さんへ
「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャンペーン中です！！

実施期間：平成30年4月～7月

- 重点事項**
- Point 1** アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
 - Point 2** 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
 - Point 3** アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！
 - Point 4** アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
 - Point 5** アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろどう 月～金：午後5時～午後10時
0120-811-610 土・日：午前9時～午後9時
※事業主の方からのご相談も受け付けております

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

確かめよう！
労働条件。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」

仕事(アルバイト)のトラブル
こんな事で困っていませんか？

- お店が忙しくて休憩がもらえません
- 学校のテストがある日もシフトをいれられてしまいます
- 開店の準備や片付けの時間の給料がもらえません
- 店長から食事に行こうとしつこく誘われます
- 売れ残った商品を買取られて言われます
- 代わりを見つけないとバイトを辞めさせてもらえません

おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

労働条件相談ほっとライン(電話での相談は...)
月～金：午後5時～午後10時 土・日：午前9時～午後9時 **0120-811-610**

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」～大学・短大・専門学校に就くための手引き～
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryou/index.html>

若者相談コーナー

一般の方のご相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

●●労働基準監督署 総合労働相談コーナー

署名	所在地	電話番号
千葉	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	ダイヤルイン 労働条件関係043-308-0671 安衛関係043-308-0672 労災関係043-308-0673 総務関係043-308-0670
船橋	船橋市海神町2-3-13	ダイヤルイン 労働条件関係047-431-0182 安衛関係047-431-0196 労災関係047-431-0183 総務関係047-431-0181
柏	柏市柏255-31	ダイヤルイン 労働条件関係04-7163-0246 安衛関係04-7163-0247 労災関係04-7163-0248 総務関係04-7163-0245
銚子	銚子市中央町8-16	0479-22-8100
木更津	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3F	0438-22-6165
茂原	茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551
成田	成田市東和田553-4	0476-22-5666
東金	東金市田間65	0475-52-4358

<新着情報・重要なお知らせ>

2. 保育士職場復帰支援コース受講者募集中（ハロートレーニング）

保育士資格をお持ちの方のためのハロートレーニング

～あなたを待っている子どもたちがいます。保育士の資格を生かしませんか～

保育士資格をお持ちで保育士未経験の方や育児等の理由により保育士を離職し、離職後のブランクがある方を対象に、職場復帰等のための学び直しを行うハロートレーニング（求職者支援訓練）を実施します。

保育士の職場復帰のための本格的な訓練コースは、全国的にも貴重な機会です。

訓練内容：職業能力開発講習（100時間）、学科（70時間）、実技（30時間）

訓練期間：平成30年7月18日～平成30年9月14日（訓練日数 36日）

訓練時間：9時00分～15時25分

募集期間：平成30年5月18日～平成30年6月15日

定員：15名

受講料：無料（自己負担教科書代12,744円）

訓練実施施設：栄養セントラル学院（船橋市本町6-4-23）



※一定の条件を満たす場合は、職業訓練受講手当が支給される場合があります。
また、訓練受講希望者が少ない場合は、訓練が中止となる場合があります。

受講申込、お問合せは、住所を管轄するハローワークまでお願いいたします。

ハローワーク千葉	043-242-1181	ハローワーク市川	047-370-8609	ハローワーク銚子	0479-22-7406
ハローワーク館山	0470-22-2236	ハローワーク木更津	0438-25-8609	ハローワーク佐原	0478-55-1132
ハローワーク茂原	0475-25-8609	ハローワークいすみ	0470-62-3551	ハローワーク松戸	047-367-8609
ハローワーク野田	04-7124-4181	ハローワーク船橋	047-420-8609	ハローワーク成田	0476-89-1700
ハローワーク千葉南	043-300-8609				

担当：訓練室（三平） 電話：043-221-4087